

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、調理師として業務に従事していた。

請求人によれば、被災者は入社後〇か月の間で業務上過剰と思われる時間外労働、直属の上司による陰湿なパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）及び会社側から重圧・重責を与えられたことにより、適応障害に陥っていたという。

被災者は、平成〇年〇月〇日、会社に出勤せず、マンションの非常階段から飛び降り、死亡しているところを発見された。死体検案書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、直接死因：外傷性ショック死、死因の種類：自殺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月上旬頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。当審査会としても、被災者の症状経過及び医学的見解等に照らし、専門部会の上記意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 「特別な出来事」について

被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）に、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）に定める「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 「特別な出来事以外の出来事」について

評価期間における被災者の業務による出来事について判断すると、以下のとおりである。

ア 顔を火傷したことについて

被災者は、平成〇年〇月〇日、厨房で食材のフライパンで肉を調理中に油が跳ねたことにより、顔に火傷を負っており、このことは、認定基準別表1の具体的出来事「(重度の) 病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するが、被災者は、負傷(火傷)してから日間は仕事を休んだものの、同月〇日からは通常どおり勤務しており、軽傷であったと認められることから、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

イ 被災者の業務量が過剰であった等の主張について

(ア) 請求人及び再審査請求代理人(以下「請求代理人」という。請求人及び請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。)は、被災者の業務量は過剰であり、また、被災者の能力を超えるような業務を担当させられたことが本件疾病の発病原因である旨主張しており、同主張については、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみるのが相当である。

(イ) そこで検討すると、C料理長は、「最初の引継ぎのときに、なんとなく、仕事を増やさないほうがいいかな、と感じていましたし、メニューが増えると混乱する様子が見えましたので、被災者の仕事の内容や仕事の量は、入社されてから、お亡くなりになるまでの間、少し減らしたかもしれませんが、増やしたことはありませんし、仕事の内容を変える予定もありませんでした。」と述べており、Dも、「被災者の仕事の内容や、責任の度合いは、入社されてから、お亡くなりになるまでの間、変わりませんでした。」「C料理長は、被災者にメニュー的には簡単なものをさせていました。」と述べていることから、業務量が過剰になったことや被災者が自身の職責を超える業務を担当していたものとは認められない。また、被災者の「全て発注したり…仕込みの段取りもやらなくてはいけない」旨のLINE記録については、C料理長は、「仕入れをお願いしたことも、週に数回だったと思います。」旨述べ、Dも「(仕入れを)被災者は全くやらなかった

わけではないと思いますが、ただ、私には、被災者が仕入れをしていたという印象はありません。」と述べていることからして、その記録内容の信憑性には疑念を抱かざるを得ない。さらに、平成〇年〇月〇日の被災者と交際相手とのLINE記録によると、ゴルフ場におけるケータリング業務があり、同業務では食事を1,000食作る予定であった旨が確認できるが、同ケータリングの開催日に、被災者は欠勤していることからすれば、仕事量の増加を認める証拠にはなり得ない。

(ウ) この点、請求人は、被災者が長時間労働を行っていた旨主張するが、審査官は、会社関係者の申述等から、宴会が行われた日及び宴会がない日の勤務時間は、基本的に午前〇時から午後〇時であるとした上、被災者の手書きの出退時刻とICカードリーダー打刻時刻も参考として、被災者の労働時間を認定しており、また、「EレストランHELP」の日については、同レストランは顧客の最終入場時刻が午後〇時半であり、顧客は午後〇時半には退店することから、同レストランでの業務終了時刻が最長でも午後〇時であることを前提として、被災者の労働時間を認定していることが認められる。そうすると、審査官の被災者の労働時間の認定は、客観的かつ的確な資料に基づく合理的なものであるということが出来る。そして、審査官の認定によれば、被災者の時間外労働時間は、本件疾病の発病の1か月前が62時間15分、2か月前が52時間、3か月前が61時間であると認められるも、被災者に心理的負荷をもたらす要因として評価すべき長時間の時間外労働があったとは認められない。

(エ) 以上の諸点に照らすと、当審査会としては、請求人らの「被災者の仕事量が過剰であった」との主張は採用することはできず、その心理的負荷の総合評価は「弱」にとどまるものと判断する。

ウ 上司とのトラブルについて

(ア) 請求人らは、被災者がC料理長からパワハラを受けていた旨主張するが、本件の一件記録を精査するも、パワハラを受けていたことを裏付ける客観的かつ的確な資料は見当たらない。

(イ) もっとも、被災者と被災者がFで働いていたときの同僚Gとのメール記録からは、被災者が上司であるC料理長と仕事が上手くいかない旨を相談していることがうかがわれることから、これを認定基準別表1の具体的出

来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめ、その心理的負荷の強度を検討するも、Dは、「C料理長の話し方も、威圧的な印象はなく、料理人が指摘されて当たり前のことを指摘していた」旨述べ、H総料理長も、「Cは、攻撃せず、皆に優しく、柔軟性がある。」旨述べ、また、被災者自ら「確かに料理長の方は間違った仕事はしていませんよ…でも自分に自信がないから萎縮してしまうんです。」と相談していたこと等を考慮すると、当審査会としては、C料理長の指導は業務指導の範囲内であって、強い叱責や周囲から客観的に認識されるような対立があったとは認められず、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ 評価期間中の心理的負荷の評価について

上記アないしウを総合すると、被災者の業務による心理的負荷は、総合評価が「弱」の出来事が3つであり、その全体評価も「弱」であって、「強」に至らないものであるから、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

- (5) 業務以外の心理的負荷については、特に評価すべきものは認められない。
- (6) 請求代理人は、本件公開審理において、会社関係者は口裏を合わせていることを考慮した上で、公正な審理を希望する旨述べるが、当審査会においては、事実認定に係る関係者の申述及び証拠については、各位の立場や事情を十分に斟酌してその採否を決定しており、本件についても、上記会社関係者の申述については、その信憑性や矛盾の有無について精査したものであることを付言する。
- 3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。